

TOPICS 01

除雪作業にご協力をお願いします

市では、冬期の交通を安全で快適なものにするために、除雪計画を策定し道路除雪を行っています。道路除雪に関するさまざまな要望に対応するよう努めていますが、雪国での生活をより快適に過ごすためには、町会や地域ぐるみでの助け合いも必要になります。市民の皆さんの除雪作業へのご理解とご協力をお願いします。



市からのお願い

●雪を道路に出さないで

除雪車で寄せた雪を道路に返したり、各家庭の雪を道路に押し出さないでください。



●深夜作業にご協力を

除雪作業は、交通渋滞を引き起こさないために、交通量の少ない深夜、早朝を中心に行われます。ご迷惑をおかけしますがご理解ください。

●やめよう路上駐車

交通障害や事故防止のため、路上駐車はやめてください。

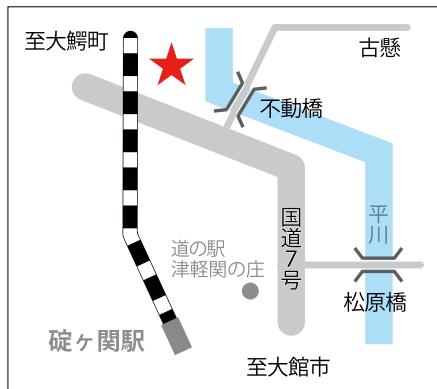
●融雪溝の蓋は必ず閉めて

蓋を開けたままにしておくと、除雪車による破損や歩行者の転落事故などの原因になりますので、使用後は確実に閉めてください。
蓋を閉めないことで破損した場合には、使用者に修理をお願いすることになりますのでご注意ください。

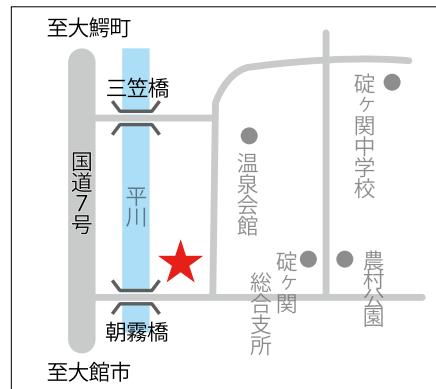
雪置き場設置場所（5か所）

雪置き場は、市内外に5か所を設置予定です。市民の方は、いずれにも雪を置くことができます。ただし、自然環境を守るためにもごみは持ち込まないでください。また、雪を置く際は、奥から順に置いてください。

1. 不動橋付近（平川市碇ヶ関古懸）



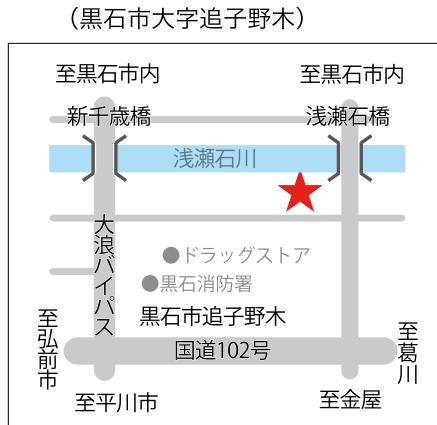
2. 朝霧橋付近（平川市碇ヶ関）



3. 弘南大橋付近（平川市日沼）

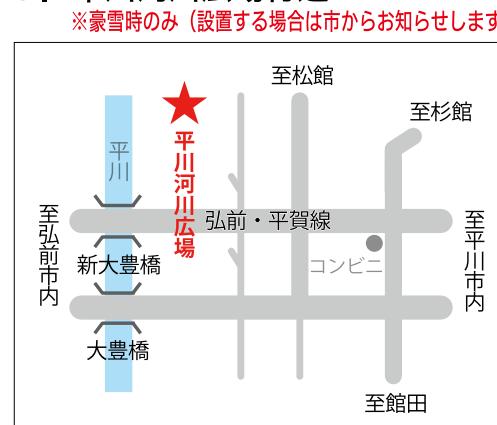


4. 浅瀬石橋付近（黒石市大字追子野木）



5. 平川河川広場付近（平川市苗生松）

※豪雪時のみ（設置する場合は市からお知らせします）



期間

12月10日(金)～
令和4年2月28日(月)

時間

8：30～17：00

※期間は降雪事情により前後する場合があります。ご了承ください。

TOPICS 02

水道管の凍結にご注意を！

気温がマイナス4度以下の厳しい寒さになると水道管が凍結し、破裂する恐れがあります。冬期間は水道管が凍らないように心がけましょう。

気温が
マイナス4度以下に
なったら要注意！



凍結から守るために

■水道管を保温する

水道管や蛇口部分を身近にある布や毛布などを巻いて保温する。

■水抜栓を使って水道管の水を抜く

水抜栓を完全に閉めて、蛇口を全部開ける。しばらくして「スー」と空気が入ったのを確認してから蛇口を閉める。

※夜間や長い期間使わないときは、水抜き作業を行いましょう。

※水抜栓は、漏水の原因となることがあるので、完全に開けきるか、閉めきるかして使用してください。

凍結したときは

無理に蛇口などを回さないでください。
蛇口など露出している部分にタオルや布を巻いて、お湯を少しづつかけてください。
それでも水が出ない場合や破裂した時は、
水抜栓を閉めて、市の指定給水装置工事事業者へ連絡してください。



[問合せ] 上下水道課 総務係 ☎44-1111（内線 1110）

上下水道課年末年始の業務について

12月29日(水)から令和4年1月3日(月)までの上下水道の開始届・休止届、凍結による漏水などの対応については、平川市管工事業協同組合の給水装置工事事業者が対応します。

担当日	給水装置工事事業者	連絡先
12月29日(水)	古川住設	☎88-8943
12月30日(木)	(株)平賀設備工業	☎44-8275
12月31日(金)	清藤水道	☎44-4718
1月1日(土)	森山設備	☎57-4592
1月2日(日)	(株)小山内機器	☎44-3519
1月3日(月)	(有)入江ポンプ	☎57-2340

※碇ヶ関地域は、久吉ダム水道企業団の管轄となります。

(受付時間 8:15 ~ 17:00 ☎48-2229)

詳しくは企業団ホームページをご覧ください。

(<http://www.hisayoshidam.jp/>)

空家を所有・管理する皆さまへ

冬期間の空家の管理に関するお願い

個人財産である空家は、所有者が適切に管理する責任があります。空家を所有または管理されている方は周辺の環境に悪影響を及ぼさないように、適切な管理をお願いします。



■万が一の際に管理責任を問われることも…

積雪により倒壊したり、落雪により近隣の家屋や歩行者などに被害を及ぼした場合、空家の所有者は被害者から損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

■倒壊や落雪を未然に防ぎましょう

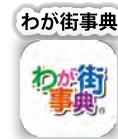
空家の所有者は、定期的に点検や雪下ろしを行うなどして、積雪による倒壊を未然に防止するとともに、落雪による周辺への被害を発生させないよう適切な対応をしましょう。

[問合せ] 建設課 都市計画係 ☎44-1111（内線 2226）

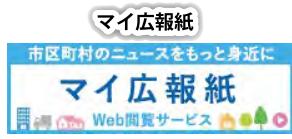


スマートフォンアプリや
パソコンで
手軽に広報紙が読める！

アプリ



WEB



TOPICS 03

農業者年金制度が改正されます

令和4年1月1日から、若い農業者が農業者年金に加入しやすくなるように農業者年金制度が変わり、保険料の納付下限額が現行の2万円から1万円に引き下げられます。35歳未満で認定農業者に該当しないなど、以下の要件を満たす場合、1万円から（上限6万7千円）加入できるようになります。

●保険料引き下げの対象者

下記①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または子や孫など
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の子や孫などで、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方が加入する際の保険料】

(千円単位で選択できます)



【留意事項】

2万円未満の保険料を選択した方が、35歳に到達または認定農業者になったなど、上記①～⑤のいずれかに該当した場合には、保険料を2万円以上に変更するなどの手続きが必要となりますのでご注意ください。

[問合せ] 農業委員会事務局 農地係 ☎44-1111 (内線2153)

TOPICS 04

高額療養費（外来年間合算）のお知らせ

後期高齢者医療
被保険者のみなさまへ

■支給対象者

令和3年7月31日時点で、後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の方

■支給額

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が、144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

■支給申請について

- ・これまでに高額療養費を支給されたことのある方で支給対象となった方には、登録済みの口座に支給しますので申請は不要です。
- ・これまでに高額療養費を支給されたことのない方（高額療養費の支給口座を登録していない方）には、12月中旬（予定）に広域連合より申請のお知らせを送付します。お知らせが届いた方は市の窓口に申請してください。

※対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方の場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

[問合せ] 青森県後期高齢者医療広域連合
☎017-721-3821

■対象期間<令和2年8月～令和3年7月>



【申請に必要なもの】

- ・支給申請書
- ・高額療養費（外来年間合算）の支給申請について（お知らせ）
- ・保険証（被保険者証）
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- ・通帳（または通帳のコピー）など口座情報のわかるもの

【申請先】

- ・国保年金課 国保係
- ・尾上総合支所市民生活課 市民係
- ・碇ヶ関総合支所市民生活課 市民係

